令和元年8月号

# e~ろうむ.net

(い い 労 務)

連絡先:〒160-0023

東京都新宿区西新宿 4-1-10-205 社会保険労務士事務所NKサポート

電 話: 03-6304-2745 FAX: 03-6304-2744

e - m a i 1 : info@e-606.net

### 副業制度をどうしますか?

## ◆骨太方針にも明記された副業・兼 業の促進

政府がまとめた「経済財政運営と 改革の基本方針 2019 (骨太方針) にも、副業・兼業の促進に関して、 労働時間の把握・通算に関する現行 制度の適切な見直しについて明記さ れています。副業・兼業が珍しいも のでなくなる時代が、すぐそこまで 来ているようです。

いくつかの調査結果から、企業側・ 従業員側の現状・意向が垣間見られ ます。

### ◆従業員側の現状・意向

2019年度の新入社員は、会社に副 業制度があった場合、64.0%が利用 したいまたはどちらかといえば利用 したいと考えているようです(産業 能率大学総合研究所「2019年度新入 社員の会社生活調査 | )。

また、有職者の58.1%が、副業をし ている・したいとの調査結果もあり ます(インテージリサーチ「副業に 関する意識調査」)。なお、この調 査はアンケートモニターやネットオ ークション等のどちらかというと軽 い副業も含まれているようです。

副業をしている人は少ないようです。

#### ◆企業側の現状・意向

一方、副業制度の導入状況は、約8割 の企業が未導入だとしています。制度の | 8月の税務と労務の手続期限 ある企業でも利用率が 50%以下となっ ている企業が9割を占めるようです(産 10日 業能率大学「2019 年中小企業の経営施 策」)。現状では、人材不足で本業で手 一杯というところでしょうか。

また、別の調査(パーソル総合研究所 「副業実態・意識調査結果(企業編)」) | [公共職業安定所] では、副業を認めている企業(条件付きi労働保険一括有期事業開始届の提出 それぞれ50%となっています。副業を!る場合> 許可している企業でも、ここ3年以内「「労働基準監督署」 に許可を開始した企業が 52%となっ ており、副業許可の動きが増加傾向に あることがわかります。

さらに、副業を全面許可した企業で は、条件付きでの許可よりも会社への ロイヤリティ、本業のパフォーマンス が高まることがわかり、メリットは大 きいとしています。

具体的に副業や副収入を得ることを そうしたメリットは、会社による副業時 意識した活動を実際にしている人が約し間の把握、副業のやり方等についてのア 19%、今後してみたいと思っている人が ドバイス、社内ツールを使用した全社へ 約 40%ですので、まだそれほど実際に の共有を行うことで効果が高まるという 結果が出ており、従業員任せではなく、 企業が積極的に対策を行い、副業をバッ クアップすることが重要なようです。

## 「提出先・納付先〕

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の 納付「郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合>

を含む)も、全面禁止としている企業もi<前月以降に一括有期事業を開始してい



- 個人事業税の納付<第1期分> 「郵便局または銀行】
- 個人の道府県民税・市町村民税の納 付<第2期分> 「郵便局または銀行】
- 健保・厚年保険料の納付 「郵便局または銀行】
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付·納付計器 使用状況報告書の提出 「公共職業安定所】
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の 被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日>

※提出・納付期限が、土曜・日曜・祭日 と重なる場合は、翌日になります。

「公共職業安定所」

